

再生資源 回収運動

再生資源回収運動の概要をお知らせします。詳細はお問い合わせください。市ホームページからもご確認いただけます。

市ホームページ



■問い合わせ先 環境課資源循環係 (☎ 35-1130)

参加できる団体

- 町会、町会の婦人会・老人会・子ども会
- 幼稚園・小・中学校のPTA
- マンションの管理組合 など

※営利を目的としない団体に限ります。

注意点

再生資源回収運動は家庭から排出された資源物を対象としています。事業所から排出されたものについては、対象外となります。



申請の流れ



団体の登録

●「団体登録届」、「口座振替依頼書」に必要事項を記入し提出してください。
※実際に活動する**1週間前まで**に提出してください。

申請書の提出 (報償金の交付)

●「交付申請書」に「集荷引取伝票」を添えて提出してください。
※どちらも再生資源回収業者から発行されます。

報償金の受領 (3か月ごと)

申請書類の提出先

- ・環境課 (市役所前川新館2階)
- ・岩木総合支所民生課
- ・相馬総合支所民生課

担当からコメント

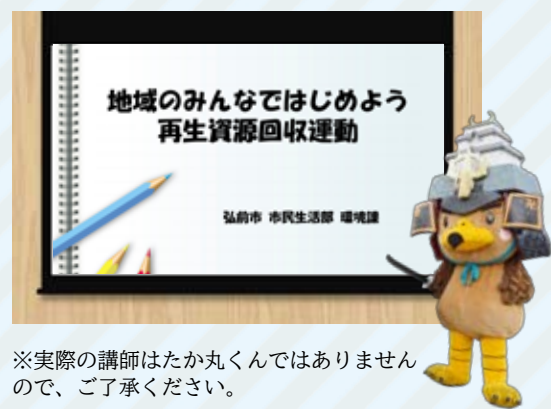
ここ数年はコロナ禍もあり、再生資源回収運動による回収量が減少し、活動が難しくなってしまった団体もあります。地域による回収運動は地域コミュニティの一環として非常に重要なものですので、新規で活動を検討している団体や活動を再開させたい団体などありましたら、気軽にご相談ください。



出前講座のススメ

再生資源回収運動に興味がありましたら、弘前市出前講座メニュー「地域のみんなではじめよう 再生資源回収運動」をぜひご利用ください。再生資源回収運動の始め方やしくみ、ノウハウについて職員がお話します。

■問い合わせ先 環境課資源循環係 (☎ 35-1130)



※実際の講師はたか丸くんではありませんので、ご了承ください。



ご確認ください

「ごみ」と 表記が必要な品目

誤収集を防ぐため、「ごみ」の表記がない場合、回収しない品目について、改めてお知らせしますので、今一度ご確認をお願いします。

■問い合わせ先 環境課資源循環係 (☎ 35-1130)



次の品目については、誤収集を防ぐため、ごみ集積所や回収場所の近くにある場合でも、「ごみ」の表記がない場合は、回収していません。

品目	回収しない理由
①ほうき、ちりとり	集積所等の清掃・除雪用なのか、ごみなのか区別が困難なため
②スノーダンプ	
③スコップ	
④防鳥ネット、ごみ容器	単に置いている状態なのか、ごみなのか区別が困難なため
⑤自転車	駐輪中または放置自転車なのか、ごみなのか区別が困難なため



〈表示例〉

必ず取り外して 電池の処分 は適切に！

ごみ収集車・ごみ処理施設での
火災の原因につながります！

電化製品やおもちゃ、ゲーム機などをごみに出す際は、必ず電池を取り外し、乾電池、リチウムコイン電池は燃やせないごみへ。小型充電式電池、ボタン電池は市では回収できませんので、回収協力店に持ち込みを。詳しくは市ホームページ「電池の処分」で確認するか、お問い合わせください。

■問い合わせ先 環境課資源循環係 (☎ 35-1130)

